

平成 22 年 1 2 月 2 4 日
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第 2 回募集の開始について

この度、住宅・建築物耐震化緊急支援事業の第 2 回募集を、本日 1 2 月 2 4 日（金）より開始することとしましたので、お知らせします。

本事業は、緊急に耐震化が必要な建築物等について、耐震化の促進及び、経済対策として関連投資の活性化を図るため、建築物の所有者が実施する耐震診断等に対して、国が事業に要する費用の一部を助成するものです。

これまでの応募状況を踏まえ、今回第 2 回募集をすることといたしました。応募期間は 1 2 月 2 4 日（金）から 1 月 2 8 日（金）までとなります。

なお、手続きや提出書類の詳細は、住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室のホームページに掲載いたします。

1) 募集する事業の種類

- ①耐震診断支援
- ②耐震改修支援

2) 対象となる住宅・建築物

- ①耐震診断支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物*、分譲マンション
- ②耐震改修支援
 - ・緊急に耐震化が必要な建築物*

※緊急に耐震化が必要な建築物：緊急輸送道路沿道建築物、避難路沿道等建築物、災害時要援護者関連建築物（保育所、学校、老人ホーム、病院等）

3) 補助額

- ①耐震診断支援
 - 耐震診断に要する費用の額（ただし、1 棟当たり 200 万円が上限）
- ②耐震改修支援
 - 耐震改修に要する費用の 1/6 以内の額（ただし、47,300 円/m²が上限）

4) 応募の期間

平成 22 年 1 2 月 2 4 日（金）から平成 23 年 1 月 2 8 日（金）まで（必着）

応募に関する問合せ先・応募書類の入手先・提出先
住宅・建築物耐震化緊急支援事業実施支援室

TEL：03-6214-5794

受付：月～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
9：30～17：00

支援室ホームページ：<http://www.taishinka-shien.jp>